

福井市一般廃棄物処理実施計画

1 資源物及び廃棄物（ごみ）処理実施計画

(1) 実施期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

(2) 実施区域

実施区域は、福井市の全区域（以下「福井市全域」という。）を対象とする。ただし、収集運搬計画、中間処理計画及び最終処分計画においては、平成18年2月1日の美山町、越廼村及び清水町の編入前における福井市（以下「旧福井市」という。）及び美山町（以下「旧美山町」という。）の区域（以下「福井・美山区域」という。）並びに越廼村（以下「旧越廼村」という。）及び清水町（以下「旧清水町」という。）の区域（以下「越廼・清水区域」という。）ごとに定める。

(3) 計画（目標）処理量

（単位 トン）

家庭系 資源物	行政 回収	プラスチック製容器包装	2,215
		びん類	987
		缶類	309
		ペットボトル	267
		ダンボール・紙製容器・紙パック	578
		その他資源物（乾電池、スプレー缶、蛍光灯、新聞紙、雑誌及び小型家電）	139
		家庭系資源物（行政回収） 小計【A】	4,495
	中間処理後資源化物【B】	1,595	
	集団資源回収（新聞紙、雑誌及び紙パック）【C】	3,400	
	小計	9,490	
家庭系 廃棄物	燃やせるごみ及び燃やせる粗大ごみ	38,274	
	燃やせないごみ及び燃やせない粗大ごみ	8,016	
	小計【D】	46,290	
事業系 廃棄物	燃やせるごみ及び燃やせる粗大ごみ	22,972	
	燃やせないごみ及び燃やせない粗大ごみ	1,514	
	小計【E】	24,486	
合計 【A】 + 【C】 + 【D】 + 【E】		78,671	
1人1日当たりのごみ排出量（【A】 + 【D】 + 【E】）÷人口÷日数 （単位 グラム）		808グラム	

(4) 発生抑制【リデュース】、再使用【リユース】及び再生利用【リサイクル】の推進に係る取組

ア 市民が3R（発生抑制【リデュース】、再使用【リユース】及び再生利用【リサイクル】をいう。）に取り組むための意識啓発及び排出知識の周知

(ア) 地球環境の現状及び本市廃棄物の現状の広報

- i 市職員、NPO等による学習会の開催
- ii 施設学習会の開催
- iii 環境美化地区推進員との連携による分別排出等の啓発
- iv 広報ふくい等による廃棄物の現状や3Rの取組事例等の提供
- v 廃棄物減量等推進会議の開催

(イ) 市民及び事業者への啓発・働きかけの実施

- i 市民が簡単にできる減量行動の周知（食品の3キリ（「使いキリ」「食べキリ」「水キリ」）、フードドライブ、草の土きり、木・枝等の乾燥後排出、買い物袋持参、簡易包装商品の選択、壊れたものの部品交換や修理による再活用など）
- ii 容器包装簡素化、レジ袋無料配布の中止等の小売店事業者への働きかけ
- iii 部品交換や修理体制の整備等の事業者への働きかけ
- iv リユース(リサイクル)方法の周知
- v 市民、事業所が取組んでいるエコ活動の広報
- vi 市民、事業者への適正排出の広報
- vii 生ごみ処理機の導入補助の検討

(ウ) 家庭系廃棄物手数料の見直し

- i 指定(ごみ)袋有料化の検討の再開
- ii 持込手数料及び粗大廃棄物の手数料算定と金額改定

イ 資源物を分別排出できる機会の提供

(ア) 新たな資源物回収拠点の検討

- i 新たな回収拠点(わけるば、店頭回収)及び回収対象物の拡大
- ii 市有施設回収拠点の設置の検討・実施

(イ) 古紙類の分別排出の推進

- i 集団資源回収実施の広報
- ii 店頭回収(古紙業者や小売店等が実施)の場の広報
- iii 事業者が行う取組に対する協力

(ウ) 新たな資源物の分別品目の検討

- i プラスチック資源、生ごみ、枝・葉・草、紙おむつ、食用油、衣類

ウ 事業者等が排出抑制に取り組むための手数料の見直しを含めた仕組みづくりの検討

(ア) 事業所の3R意識の醸成

- i 多量排出事業所3R推進計画制度の推進
- ii ふくい^優エコ事業所認定制度の推進
- iii ふくい^優エコ事業所への優遇措置の検討
- iv 事業所の3Rに取り組む先進事例の広報
- v 資源化を行っている処理事業者の広報(周知)

- vi 家庭系ごみ袋での搬出防止啓発の実施
 - vii 産業廃棄物混入防止啓発の実施
 - (イ) 事業系廃棄物手数料の見直し
 - i 事業系廃棄物処理手数料及び事業者用指定袋手数料の見直し
- エ 許可事業者との連携による焼却廃棄物等の排出抑制
- (ア) 事業所排出情報の市への提供
 - i 許可事業者から市への(多量)排出事業者の廃棄物排出状況の報告
 - (イ) 許可事業者との連携による排出事業所指導
 - i 搬入物の監視強化
 - ii クリーンセンター古紙類搬入の制限
 - (ウ) 産業廃棄物の搬入防止に向けた啓発及び指導
 - i 事業者向け説明会の実施
 - ii 関係機関との連携による産業廃棄物混入防止の促進
 - (エ) 事業系廃棄物手数料の見直し(再掲)
 - i 事業系廃棄物処理手数料及び事業者用指定袋手数料の見直し
- オ 市民団体や民間事業者等が取り組む資源化の支援
- (ア) 新たな資源化に取り組む市民団体の支援
 - i 古紙等集団資源回収の実施
 - (イ) 事業者による資源物店頭回収・自主回収の場の設置
 - i 自主回収の場の現状把握
 - ii 新たな自主回収の場の設置促進、働きかけ
- カ 分別品目及び区分と広域処理体制の検討
- (ア) 広域処理体制の検討
 - i 広域処理体制に係る本市の考え方の整理
 - ii 広域処理体制の変更に係るサービス維持の検討
 - iii 広域処理施設の整備又は更新の検討への参画
 - iv 自区域内不燃性廃棄物処理の検討
 - (イ) 現行分別区分、内容の整理
 - i 燃やせないごみ
 - ii その他資源物
 - iii 火災リスク品の混入対策の検討
- キ 現有施設の維持管理及び最終処分場の検討
- (ア) 現有施設の維持管理
 - i 現焼却施設の維持管理
 - ii 新ごみ処理施設稼働後の現焼却施設工場棟跡地の活用の検討
 - iii 収集運搬体制の検討
 - (イ) 最終処分場設置の検討
 - i 最終処分場の設置の検討
- ク 新ごみ処理施設の整備及び運用開始(R8～)

- (7) 新ごみ処理施設の整備・運営
 - i 新ごみ処理施設の建設
 - ii 新ごみ処理施設の運営、維持管理
(焼却施設の運営・維持管理、避難拠点施設の運営)
- (イ) 新ごみ処理施設における周知・啓発
 - i 新ごみ処理施設稼働にかかる広報、周知

(5) 分別排出の方法

分別排出の方法は、次のとおりとする。

種 類		区 域	方 法
資 源 物	プラスチック製容器包装		指定袋を使用し、集積所※に排出
	びん類		色別に分類し、集積所に設置される容器に排出
	缶類		透明又は半透明の袋を使用し、集積所に排出
	ペットボトル		
	ダンボール・紙製容器		1メートル角までの大きさに折りたたみ紙ひも で十字に縛り、又は紙袋に入れ紙ひもで十字に 縛り、集積所に排出
	紙パック		
	乾電池		透明又は半透明の袋を使用し、集積所に排出
	スプレー 缶	福井・美山 区域	中身を排出し穴をあけ、透明又は半透明の袋を 使用し、集積所に排出
		越廼・清水 区域	中身を排出し穴をあけ、集積所に設置される容 器に排出
蛍光灯		集積所に設置される容器に排出	
燃やせるごみ			指定袋を使用し、集積所に排出
燃やせないごみ	福井・美山 区域		
	越廼・清水 区域		集積所に設置される容器に排出

※福井市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則第8条第1項第1号に掲げる集積所をいう。

(6) 収集・運搬その他の回収の計画

ア 家庭系資源物及び廃棄物の収集・運搬

家庭系資源物及び廃棄物の収集・運搬の方法は、次のとおりとする。

種 類		区域	収集方法	収集回数 ※	運 搬 先	
資 源 物	プラスチック製容器包装		委託	週 1 回	民間事業者	
	びん類			月 1 回		
	缶類		市・委託	月 2 回		
	ペットボトル		委託	月 1 回		
	ダンボール・紙製容器					
	紙パック					
	乾電池					広域圏（福井坂井地区広域市町村圏事務組合をいう。以下同じ。）
	スプレー缶	福井・美山区域		月 2 回		広域圏
		越廼・清水区域				鯖江広域（鯖江広域衛生施設組合をいう。以下同じ。）
	蛍光灯	福井区域		年 6 回		広域圏
美山区域		年 5 回				
越廼・清水区域		月 1 回		鯖江広域		
燃やせるごみ	福井・美山区域	市・委託	週 2 回	クリーンセンター（福井市クリーンセンターをいう。以下同じ。）		
	越廼・清水区域	委託		鯖江広域		
燃やせないごみ	福井・美山区域		月 2 回	広域圏		
	越廼・清水区域			鯖江広域		
燃やせる粗大ごみ			市	申込制	収集資源センター（福井市収集資源センターをいう。以下同じ。）	
燃やせない粗大ごみ						
犬・猫等の死体			委託		クリーンセンター	

※ 一部の地域で、例外あり

イ 事業系廃棄物の収集・運搬

事業系廃棄物の収集・運搬の方法は、次のとおりとする。ただし、おおむね1か月に250キログラム以下のごみを排出する事業者であって、ごみを排出しようとする集積所の管理者の許可を受けたものの事業系廃棄物については、アの家庭系資源物及び廃棄物の収集・運搬の方法による。

種類	区域	収集主体	運搬先
燃やせるごみ・燃やせる粗大ごみ	福井・美山区域	当該区域の当該種類のごみを収集・運搬する許可を受けた業者	クリーンセンター
	越廼・清水区域		鯖江広域
燃やせないごみ・燃やせない粗大ごみ	福井・美山区域		広域圏
	越廼・清水区域		鯖江広域

ウ その他の回収

占有者等（条例第17条に規定する占有者等をいう。）は、家庭系資源物及び廃棄物のうち、次の種類の資源物及び廃棄物を次の施設に持ち込むことができる。

種類	区域	持込先
資源物	プラスチック製容器包装	わけるば（株式会社増田喜福井営業所を除く）
	びん類	
	缶類	
	ペットボトル	
	新聞・チラシ・雑誌・雑がみ	わけるば、美山連絡所、越廼連絡所、清水連絡所、収集資源センター及びクリーンセンター
	ダンボール・紙製容器	
	紙パック	
	小型家電	福井市役所本庁舎、美山連絡所、越廼連絡所、清水連絡所、収集資源センター、クリーンセンター及び回収拠点※1
	乾電池	わけるば、収集資源センター及びクリーンセンター
蛍光灯	わけるば（株式会社増田喜福井営業所を除く）、収集資源センター及びクリーンセンター	
燃やせるごみ・燃やせる粗大ごみ	福井・美山区域	クリーンセンター
	越廼・清水区域	鯖江広域
燃やせないごみ・燃やせない粗大ごみ	福井・美山区域	広域圏
	越廼・清水区域	鯖江広域
犬・猫等の死体		クリーンセンター

※1 福井県民生活協同組合ハーツ羽水店（木田3丁目2802番地）、ハーツ学園店（学園2丁目9番22号）及びハーツ志比口店（志比口2丁目11番13号）をいう。

(7) 中間処理並びに再商品化及び最終処分計画

ごみ種類別の中間処理の方法、中間処理の主体、再商品化及び最終処分の方法並びに処理区域については、次のとおりとする。

種 類		中間処理		再商品化・最終処分		
		方 法	主 体	方 法	主 体	
資 源 物	プラスチック製容器包装		選別・圧縮・梱包 (委託)	民間事業者	再商品化 (委託)	指定法人 ※
	びん 類	青・黒	選別(委託)	民間事業者	再商品化 (売却)	民間事業者
		白・茶				
		生きびん				
	缶類		選別・圧縮(委託)		民間事業者	
	ペットボトル		選別・圧縮・梱包 (委託)			
	新聞・チラシ・雑誌・雑がみ		圧縮・梱包(委託)			
	ダンボール・紙製容器					
	紙パック					
	小型家電		選別・破砕(委託)			再商品化 (委託)
	乾電池		選別			広域圏
	スプレー 缶	福井・美山区域				
越廼・清水区域		鯖江広域				
蛍光灯	福井・美山区域	広域圏				
	越廼・清水区域	鯖江広域				
燃やせるごみ・燃やせる粗大ごみ	福井・美山区域	焼却・破砕	クリーンセンター	埋立て		民間事業者
	越廼・清水区域				鯖江広域	
燃やせないごみ・燃やせない粗大ごみ	福井・美山区域	破砕・焼却	広域圏	埋立て	広域圏	
	越廼・清水区域				鯖江広域	
犬・猫等の死体		焼却	クリーンセンター	埋立て	民間事業者	

※ 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）第21条第1項の規定により指定された法人をいう。

(8) 適正処理困難物の処理

条例第22条第1項第7号の市長が別に定める排出禁止物は、次の表の左欄に掲げる適正処理困難物（市で処理できないもの）とし、同表右欄に掲げる処理方法により排出者の責任において自らが適正に処理することとする。

適正処理困難物	処理方法
特定家庭用機器（エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機）	① 販売店に依頼 ② 当該種類のごみを収集・運搬する許可を受けた業者に依頼 ③ 郵便局で家電リサイクル券を購入のうえ、指定取引場所に持込み
パソコン	① パソコンメーカーに依頼 ② パソコン3R推進協会に問い合わせ
自動二輪車	① 取扱店に依頼 ② 二輪車リサイクルコールセンターに問い合わせ
消火器	消火器リサイクル推進センターに問い合わせ
コンクリートブロック、瓦、タイルその他がれき類、建築廃材、廃塗料	当該種類のごみを処分する許可を受けた業者に持込み
ガスボンベ（カートリッジ式を除く。）	福井LPガス供給センター協同組合に問い合わせ
バッテリー	取扱店に依頼
ピアノ	取扱店に依頼
金庫	取扱店に依頼
木くず（直径10センチメートル以上又は長さ2メートル以上のもの）	① 当該種類のごみを収集・運搬する許可を受けた業者に依頼 ② 当該種類のごみを処分する許可を受けた業者に持込み
上記以外の適正処理困難物	販売店又は取扱店に問い合わせ

(9) 許可業者による収集運搬計画

一般廃棄物（ごみ）の収集運搬業の許可方針については、ごみの排出量等を勘案すると、既存の許可業者の持つ能力で適正に処理できることから、現行の体制を維持する。ただし、特定家庭用機器、木くず等ごみの資源化が確実に実施される場合は、品目を限定して新規の許可を行う。

一般廃棄物（ごみ）収集運搬業の許可業者、営業区域及び許可内容については、次のとおりとする。

業者名	所在地	営業区域	許可内容
福井環境事業(株)	福井市角折町第6号 1番地	福井市全域	ごみ、資源物、食品廃棄物、 特定家電 特別管理一般廃棄物
(株)相互環境公社	福井市角折町第6号 1番地	福井市全域	ごみ、資源物 特別管理一般廃棄物
(有)宮下ビル管理	福井市角折町第6号 1番地	福井区域	ごみ、資源物
(株)クリンマスター	福井市上森田1丁目 309番地	福井市全域	ごみ、資源物、特定家 電
(有)北陸精巧舎	福井市江守中町第8 号8番地13	福井、美山、 清水区域	ごみ、資源物
ちきゅう未来(株)	福井市日之出1丁目 17番10号	福井市全域	木くず、草
(株)北陸環境サー ビス	福井市白滝町67号 2番地	福井市全域	木くず、草
エス・イ・コンサル (株)	福井市西下野町第12 号4番地	福井市全域	木くず、草
(有)越前公益	越前町四ツ杉第79 号7番地1	越廼区域	ごみ、特定家電
丹生建設工業(株)	福井市甕谷町第44 号1番地	清水区域	ごみ
(株)クリーン丹南	越前町下糸生第13 6号10番地	福井、清水 区域	ごみ、特定家電
(株)共和総合建設	福井市片山町第61 号17番地	清水区域	ごみ
公益センター(株)	鯖江市上鯖江1丁目 10番地43	福井、越廼、 清水区域	ごみ
(有)ニュークリー ン公社	越前町下糸生第132 号4番地5	福井市全域	ごみ、特定家電
(有)上村商店	あわら市大溝3丁目 5番13号	福井市全域	特定家電
(有)上田産業	福井市小宇坂島町第 5号11番地の1	福井、美山 区域	ごみ

(有)大橋商店	永平寺町松岡葵1丁目96番地	福井市全域	特定家電
(株)ピーディ	福井市若栄町202番地	福井市全域	特定家電
(株)宇野組	福井市南宮地町第14号11番地	特定事業所	木くず、草
(有)春江クリーン社	坂井市春江町針原第56号4番地5	福井市全域	特定家電
波寄造園土木(株)	福井市波寄町第37号82番地	福井市全域	木くず、草
(株)ビコー	福井市梅野町第20号10番地	福井市全域	特定家電
(株)アイシー物流	福井市寺前町第18号12番地	福井市全域	特定家電
(福)福井県セルプ	福井市光陽2丁目3番22号	特定事業所	ペットボトル
台東運輸(株)	福井市上中町第25号8番地1	福井市全域	特定家電
(株)エコロジス	福井市二日市町第20号12番地	福井市全域	木くず
(有)コーフク商運	福井市徳光町第36号5番地	福井市全域	特定家電
(株)矢部商店	福井市南江守町第2号61番地1	福井市全域	魚腸骨類残渣
(株)増田喜	福井市乾徳2丁目6番6号	福井市全域	ペットボトル
(株)ミカド開発	福井市福1丁目2603	福井市全域	特定家電、木くず、草
コパー(株)	越前市岩内町第30号2番地18	福井市全域	特定家電
清水紙料(株)	福井市みのり2丁目19番8号	福井市全域	ペットボトル
池田金属(株)	福井市文京7丁目23番26号	福井市全域	特定家電
(株)福井環境開発	福井市下河北23番地1号	福井市全域	特定家電、木くず、草
三栄開発(株)	福井市三郎丸町第21号21番地の2	福井市全域	特定家電
(株)北陸遺品整理	福井市石盛町1丁目509番地	福井市全域	特定家電

中西木材(株)	越前市家久町63字 11の1番地	福井市全域	特定家電、木くず
(有)ニューチップ 運送	越前町織田第75号 13番地1	福井市全域	木くず
(福)げんきの家	福井市高木中央2丁 目602番地	特定事業所	ペットボトル
その他運搬許可の市外搬入業者23社			

注 福井区域、美山区域、越廼区域及び清水区域は、それぞれ旧福井市、旧美山町、旧越廼村及び旧清水町の区域をいう。

(10) 一般廃棄物（ごみ）処分業の許可方針

現行の処理体制での処理を基本とするため、新規の許可は行わない。ただし、ごみの資源化を目的とする場合又は適正処理困難物を処理する場合は、ごみの種類を限定して許可を行う。

一般廃棄物（ごみ）処分業の許可業者名、取り扱う一般廃棄物（ごみ）の種類及び処理方式については、次のとおりとする。

業者名	所在地	許可内容	処理方式
福井環境事業 (株)	福井市角折町第6 号1番地	食品廃棄物	発酵
		缶、びん、ペットボトル（資源化する物に限る）	選別、圧縮
		プラスチック（資源化する物に限る）	破碎・選別・圧縮、 破碎・溶融固化
		粗大ごみ	破碎
ちきゅう未来 (株)	福井市日之出1丁 目17番10号	木くず、草	破碎
エス・イ・コン サル(株)	福井市西下野町 第12号4番地	木くず、草	破碎
(株)エコクリ ーン	福井市二日市町 第20号12番地	プラスチック製容器包装	破碎、固形燃料 化
(株)エコシス テム	福井市二日市町 第20号12番地	木くず	破碎
(株)クリンマ スター	福井市上森田1丁 目309番地	ペットボトル	破碎
(株)道端組	福井市長本町 第209番地	コンクリート、コンクリートブ ロック	破碎

(株)北陸環境サービス	福井市白滝町67号2番地	①可燃不燃混合廃棄物(プラスチック類、紙、木、繊維、その他建築廃材) ②可燃不燃混合廃棄物(プラスチック類、紙、木、繊維、金属※、ガラス※、瓦※、タイル※、コンクリート※※(※付着物に限る))、その他建築廃材、動物の死体 ③焼却灰、ばいじん、汚泥、不燃物(ガラス、瓦、タイル、コンクリート、その他建築廃材)(石綿含有一般廃棄物を含む)	①破碎 ②焼却 ③埋立て
(株)増田喜	福井市乾徳2丁目6番6号	ペットボトル	圧縮
(株)深谷	福井市三ツ屋2丁目207番地	コンクリート、アスファルト、金属(コンクリートに付着した金属)	破碎
清水紙料(株)	福井市みのり2丁目19番8号	ペットボトル	圧縮
今中土木(株)	福井市帆谷町第16号15番地の2	コンクリート、コンクリートブロック、瓦、レンガ	破碎
(有)上田チップ	福井市河合寄安町209番地	木くず	破碎
(株)トータルクリーンセンター福屋	福井市宿布町16字1番1号	廃塗料	焼却

(11) 他市町村からの一般廃棄物(ごみ)の受入れ

他市町村で発生した一般廃棄物(ごみ)を本市の一般廃棄物処理施設で処理する場合には、下記に限り、本市へのごみの搬入を認める。

- ・資源化するため持ち込まれる場合
- ・災害により発生した廃棄物で緊急の処理が必要な場合
- ・本市が構成市となっている事務組合の処理施設における処理困難物の場合

搬入を予定している市町村は、その搬入内容について本市と事前協議を行うものとする。

他市町村で発生した一般廃棄物(ごみ)を本市に搬入することを認める収集運搬業者名、処分業者名・施設名、内容及び市町村名は次のとおりである。

収集運搬業者	処分業者名・施設名	内容	市町村名
福井環境事業(株)	福井環境事業(株)有機センター	食品廃棄物(堆肥化)	坂井市、鯖江市
	福井環境事業(株)二日市リサイクルセンター	廃プラスチック類、硬質プラスチック類	高浜町

鯖江広域衛生施設 組合が認めた業者	(株)深谷	コンクリートくず、アスファルトくず、金属くず（コンクリートに付着した金属）	鯖江市、 越前町
(株)北陸環境サービス	(株)北陸環境サービス	陶磁器くず、ガラス、レンガ	鯖江市、 越前町
(株)矢部商店	(株)矢部商店	魚腸骨	敦賀市

2 し尿処理実施計画

(1) 実施期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

(2) 実施区域

実施区域は、福井市全域を対象とする。ただし、収集運搬計画、中間処理計画においては、福井・美山区域及び越廼・清水区域ごとに定める。

(3) 種類別排出量

(単位 キロリットル)

	し尿	浄化槽清掃汚泥	合計
総排出量	2,087	29,039	31,119

(4) 収集・運搬の計画

し尿及び浄化槽清掃汚泥は、排出者からの申込みにより許可業者が収集・運搬する。

(5) 収集区域の範囲

福井市全域とする。

(6) 中間処理の計画

区域	搬入先	処理場所
福井市全域	福井市し尿投入所	日野川浄化センター

(7) 許可業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第7条第1項関係）

業者名	住所	許可区域
福井環境事業（株）	福井市角折町第6号1番地	福井・美山区域
（株）相互環境公社	福井市角折町第6号1番地	福井区域
（有）ニュークリーン公社	福井県丹生郡越前町下糸生第1 32号4番地5	越廼・清水区域